

事業所承認規則

事業所承認規則

2012 年 第 1 回 一部改正

2012 年 6 月 15 日 規則 第 21 号

2012 年 2 月 10 日 技術委員会 審議

2012 年 3 月 6 日 理事会 承認

2012 年 5 月 28 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

「事業所承認規則」の一部を次のように改正する。

3 編 サービスの提供事業所に対する承認の要件

9 章 塗装システムの認定試験事業所

9.2 承認審査

9.2.1 を次のように改める。

9.2.1 承認審査

-1. 書類審査

塗装システムの認定試験事業所は、1 編 2.3-1.に規定する資料の他に、次に示す内容を記述した資料各 3 部を本会に提出しなければならない。~~なお、塗装システムの認定試験及びクロスオーバー試験に関する試験報告書書式については、書式例 9-1 及び 9-2 を参照すること。~~

- (1) 塗装システムの認定試験に使用する装置の詳細リスト
- (2) 塗装システムの認定試験に使用する参考書類の詳細リスト（IMO “*PERFORMANCE STANDARD FOR PROTECTIVE COATINGS FOR DEDICATED SEAWATER BALLAST TANKS IN ALL TYPES OF SHIPS AND DOUBLE-SIDE SKIN SPACES OF BULK CARRIERS*”（海水バラストタンク等に対する IMO 塗装性能基準／IMO 決議 MSC.215(82), 以後の改正を含む。）又は IMO “*PERFORMANCE STANDARD FOR PROTECTIVE COATINGS FOR CARGO OIL TANKS OF CRUDE OIL TANKERS*”（貨物油タンクに対する IMO 塗装性能基準／IMO 決議 MSC.288(87), 以後の改正を含む。）で引用される規格を含む。）
- (3) 試験片の準備、試験片識別の手順、塗装方法、試験手順、試験報告書例の詳細（海水バラストタンク等に対する塗装システムの認定試験及びクロスオーバー試験に関する試験報告書書式については、書式例 9-1 及び 9-2 を参照すること。）
- (4) プライマーが塗布された試験パネルを屋外に暴露する方法及び場所の詳細
- (5) 試験条件及び観察結果（不測の事態による試験中断及びそれに対する是正処置を含む。）を記録するための日誌例
- (6) 外注先の契約の詳細
- (7) 承認された塗装システム又は試験事業所に関する比較試験報告書（もしあれば）

9.3 技術者及び監督者

9.3.1 教育・訓練

-1.を次のように改める。

-1. 塗装システムの認定試験を実施する技術者及びその監督者は、次の**(1)**及び**(2)**の事項に関し、十分な知識を有する者でなければならない。

- (1) 海水バラストタンク等に対する *IMO* 塗装性能基準又は貨物油タンクに対する *IMO* 塗装性能基準
- (2) 塗装システムの認定試験に使用する装置

9.4 塗装システムの認定試験に使用する装置

9.4.1 を次のように改める。

9.4.1 塗装システムの認定試験に使用する装置

-1. 海水バラストタンク等に対する塗装システムの認定試験に使用する装置として、事業者は次の**(1)**から**(5)**に掲げる装置を所有しなければならない。

- (1) バラストタンク状態を模擬する装置（クロスオーバー試験のみを行う事業所にあつては、海水を動揺させるための装置は不要）
- (2) 結露装置（クロスオーバー試験のみを行う事業所にあつては不要）
- (3) 赤外線分析装置
- (4) 検電器
- (5) 引張試験機

-2. 貨物油タンクに対する塗装システムの認定試験に使用する装置として、事業者は次の**(1)**から**(5)**に掲げる装置を所有しなければならない。

- (1) ガス腐食試験装置
- (2) 浸漬試験装置
- (3) 赤外線分析装置
- (4) 検電器
- (5) 引張試験機

附 則

1. この規則は、2012 年 6 月 15 日から施行する。